平成２８年（フ）第３１０号
札幌市北区北23条西４丁目１番18―204号
債務者　山岡　延之
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１４号
札幌市東区東雁来10条２丁目13番８―104号
債務者　大滝　　敏
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１５号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目２番１―507号
債務者　山田　　彰
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１７号
札幌市豊平区水車町７丁目８番15号　ハイツセブン201号
債務者　岡本　　彩
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２９号
札幌市東区北33条東15丁目２番15―510号
債務者　松島　秀明
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３１号
札幌市白石区栄通７丁目２番５号　ライラックマンション202号
債務者　和泉　義広
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４４号
札幌市豊平区豊平３条７丁目３番20―306号
債務者　好川　勝義
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３５６号
札幌市東区伏古13条５丁目４番18号　ピュアマインズＥＡＳＴ101号
債務者　江畑　静子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０号
北海道北見市常盤町３丁目11番13号　マーティンズハウス105号
債務者　児玉　利奈（旧姓新関）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
山形県酒田市東泉町２丁目11番地の14　藤洋荘５号
債務者　坂井　朝子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２８号
群馬県高崎市上大島町1023番地
債務者　高橋　亮二
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３４号
群馬県高崎市井野町131番地３　四つ葉のクローバー高崎井野108号
債務者　稲田　和則
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３５号
群馬県高崎市緑町２丁目16番地３　ロマーヌ高崎緑町203号
債務者　稲田　健治
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県川口市芝下２丁目24番26号
債務者　山本つや子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
埼玉県川口市戸塚東４丁目31番10号　レオパレスラヴェンナプリート207号、旧住所名古屋市名東区高針荒田1007番地　グランツ荒田201号
債務者　鈴木　雅俊
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
埼玉県ふじみ野市上ノ原２丁目４番地１　コートヴィラ上ノ原Ⅲ　205
債務者　音川　祐也（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１４号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目28番地12　マウント白馬101、前住所東京都豊島区池袋本町３丁目25番３号　ＮＴコーポ下板橋405号
債務者　山城　卓也
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部